

新潟市教育情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新潟市教育委員会事務局、市立学校及び市立幼稚園（以下「本市教育委員会」という。）が取り扱う情報には、児童生徒の個人情報をはじめ学校事務運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの守るべき情報や情報を取り扱う情報ネットワーク及び情報システム等を、災害、事故、故意及び過失等の様々な脅威から防御することは、児童生徒や保護者、教職員などの財産やプライバシー等を守るためにも、また、学校事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては本市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、市立学校及び市立幼稚園における学校教育情報に関する機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 学校教育情報

本市教育委員会において取り扱う、次の各号に掲げる情報をいう。

- (ア) 本市教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システムの開発・運用に係る全ての情報
- (イ) 本市教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システムで取り扱う全ての情報
- (ウ) (ア)又は(イ)の教育情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体
- (エ) 本市教育委員会が管理する全ての情報ネットワーク及びそのネットワーク上の教育情報システム

(2) 情報ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、接続機器のハードウェア及びソフトウェア並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアで構成されるコンピュータ、情報ネットワーク並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 校務系

児童生徒の成績、指導要録、教員の個人情報等に係る情報システム及びデータをいう。

(10) 校務外部接続系

学校ホームページ等のインターネット接続を前提とした情報システム及びデータをいう。

(11) 学習系

児童生徒のワークシートなど教育活動に活用するインターネット接続を前提とした情報システム及びデータをいう。

(12) 通信経路の分割

校務系、校務外部接続系及び学習系について、各環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

端末への画面転送やデータに含まれるスクリプトの除去等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がないなど、安全が確保された通信をいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 職員、児童生徒及び外部委託事業者等による情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 適用組織の範囲

基本方針が適用される範囲は、本市教育委員会とする。

(2) 情報資産の範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (ア) 教育委員会事務局が管理する全てのネットワーク、そのネットワーク上の情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- (イ) 教育委員会事務局が管理する全てのネットワーク及びそのネットワーク上の情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (ウ) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (エ) 上記(イ)及び(ウ)と同等の資産価値を有する情報
- (オ) 市立学校及び市立幼稚園が管理する全てのコンピュータ及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

(3) 適用対象者

適用される情報資産に接する適用組織の全ての職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員等」という。）とする。

5. 職員等の遵守義務

(1) 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、本市教育委員会が所掌する情報資産を取り扱う際には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法等の情報セキュリティに関連する法令並びに教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(2) 懲戒処分等

教育情報セキュリティポリシーに違反した職員等は、その重大性及び発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法等による懲戒処分の対象となる場合がある。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市教育委員会の情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、原則、次の二段階の対策を講じる。

- (ア) 校務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定等により、情報の流出を防ぐ。なお、校務外部接続系と通信する場合には、無害化通信を実施する。
- (イ) 校務外部接続系及び学習系においては、インターネットと接続する相互の通信経路を分割し、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ

対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等を防ぐため、入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ対策

情報資産に接する職員等の情報セキュリティに関する権限や責任等を定めるとともに、全ての職員等に教育情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため、教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(7) 運用セキュリティ対策

教育情報セキュリティポリシーの実効性を確保し、情報システム等の稼動状況の監視や教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認のため、アクセスログ監査の実施等、運用面における必要な対策を講ずる。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするため、危機管理対策を講ずる。

(8) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 情報セキュリティ対策に関する規定の公開・非公開

基本方針は公開するが、教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順は、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、公開しない。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーが適切に遵守されていることを確認するために、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。

8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティ委員会により教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記 6 及び 7 に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日初版）

この基本方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 0 月 1 日変更）

この基本方針は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。